

配本所貸出について（ご案内）

津山市立図書館では、市内の公民館（図書室）、小中高等学校の図書館（室）、学級、幼稚園、保育所（園）などを対象に次の条件を付して配本所貸出を行います。

〈ご登録〉

事前に利用する図書館に所定の申請書（様式 1）をご提出いただき、配本所のご登録をしてください。既にご登録の場合は、その内容に変更がある場合を除き、あらためてのご登録は不要です。

〈利用できる図書館及び資料〉

津山市立図書館・津山市立加茂町図書館・津山市立勝北図書館・津山市立久米図書館・自動車文庫に所蔵している図書、紙芝居及び児童雑誌です。

（なお、資料によってはその利用状況によりご希望に添えない場合がございます。）

〈借受期間〉

4ヶ月以内で必要な期間です。借受期間の延長はお断りします。

（借受期間中でも市立図書館が必要と判断した場合は返却していただきますのでその旨依頼があった場合は速やかにご返却をお願いいたします。）

〈借受冊数〉

500冊以内（うち紙芝居は40冊までです。）

ただし、通常の図書館活動に支障があると判断した場合には、やむを得ず借受冊数の制限をさせていただきます場合がございますのでご了承ください。

〈借受資料の選定〉

来館、電話、FAX、Eメールによりご希望の条件をご提示いただき、その希望条件に沿った資料を市立図書館が選定することができます。

〈資料の借受・返却〉

直接ご来館されての資料借受のほか、ご希望の場所、日時等をご連絡いただければ、市立図書館が配送することもできます。なお、資料返却につきましても、借受時と同様です。

〈資料の管理〉

借りられた資料の管理は、借り受けた方が責任を持って行ってください。

借りられた資料は所定の場所で保管し、また貸出もできる取り扱いとしています。

配本所からの借受手続き、返却受付、未返却資料の回収等は借り受けた方が責任を持って行ってください。

資料の紛失・破損などがあった場合は現物で弁償していただきますのでご了承ください。